c　サービス・プロバイダが加入者情報を返送すべき当局の連絡先。当該サービス・プロバイダは、当該当局に対し、回答を行うほか、追加の情報を求めることができる。

d　加入者情報の返送の期限及び方法

e　データの保全を既に求めたかどうか（保全の日付及び該当する参照番号を含む。）。

f　特別な手続上の指示

g　該当する場合には、5の規定に基づき同時の通報が行われた旨の記述

h　加入者情報の開示を得る上で役立つその他の情報

5　a　締約国は、この議定書の署名の際、批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際又は他のいずれかの時に、欧州評議会事務局長に対し、1の規定に基づく命令が自国の領域内に所在するサービス・プロバイダに発せられる場合には、あらゆる事案又は特定の状況において、当該命令を発する締約国から自国に対し、当該命令、補足的な情報及び捜査又は刑事訴訟に関連する事実の要約を同時に通報することを要求する旨を通告することができる。

b　締約国は、aの規定に基づく通報を要求するかどうかにかかわらず、サービス・プロバイダに対し、特定の状況においては、加入者情報の開示に先立ち自国の当局と協議を行うよう要求することができる。

c　aの規定に基づき通報を受け、又はbの規定に基づき協議を受けた当局は、次のいずれかの場合には、不当に遅滞することなく、サービス・プロバイダに対し、加入者情報を開示しないよう指示することができる。

i　開示が自国における捜査又は刑事訴訟を害するおそれがある場合

ii　当該加入者情報が相互援助を通じて求められたとしたならば、条約第二十五条4及び第二十七条4の規定に基づく条件又は拒否の理由が適用されるであろう場合

d　aの規定に基づき通報を受け、又はbの規定に基づき協議を受けた当局は、

i　cの規定の適用のため、4cに規定する当局に対して追加の情報を求めることができる。当該追加の情報は、当該4cに規定する当局の同意なしにサービス・プロバイダに開示してはならない。

ii　加入者情報を開示しないようサービス・プロバイダに指示した場合には、4cに規定する当局に対し、理由を付して速やかにその旨を通報する。

e　締約国は、aの規定に基づき通報を受け、及びbからdまでの規定に基づき措置をとる単一の当局を指定する。当該締約国は、aの規定に基づく欧州評議会事務局長への通告を最初に行う際に、同事務局長に対し、当該当局の連絡先を通報する。

f　欧州評議会事務局長は、締約国によりeの規定に基づいて指定された当局並びに締約国がaの規定に基づく通報を要求するかどうか及びいかなる状況の下で当該通報を要求するかについての登録簿を作成し、これを常に最新のものとする。各締約国は、登録簿のために提供した事項が常に正確であることを確保する。

6　締約国は、サービス・プロバイダが受け入れることができる場合には、1の規定に基づく命令及び4に規定する補足的な情報を電子的な形式で提出することができる。締約国は、5に規定する通報及び追加の情報を電子的な形式で提供することができる。これらの場合には、適当な水準の安全性及び認証を求めることができる。

7　サービス・プロバイダが、求められた加入者情報を開示しない旨を4cに規定する当局に通知する場合又は1の規定に基づく命令の受領の後三十日以内若しくは4dに定める期限までのいずれか長い方の期間内に当該命令に応じて加入者情報を開示しない場合には、当該命令を発した締約国の権限のある当局は、次条の規定又は他の形態による相互援助によってのみ、当該命令の執行を求めることができる。当該締約国は、当該サービス・プロバイダに対し、当該命令により求められた加入者情報の開示を拒否する理由を示すよう要請することができる。

8　締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、1の規定に基づく命令を発する締約国が、次条の規定に基づき加入者情報の開示を求める前に、サービス・プロバイダに対して当該加入者情報の開示を求めなければならない（当該サービス・プロバイダに対して当該加入者情報の開示を求めないことについての合理的な説明を提供する場合を除く。）旨を宣言することができる。

9　締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、次のことを行うことができる。

a　この条の規定を適用しない権利を留保すること。

b　この条の規定に基づき一定の種類のアクセスのための番号を開示することが自国の国内法制の基本原則に適合しない場合には、そのような番号についてこの条の規定を適用しない権利を留保すること。

第三節　蔵置されたコンピュータ・データの開示のための当局間の国際協力を強化するための手続

第八条　加入者情報及び通信記録の迅速な提出のための他の締約国からの命令の執行

1　各締約国は、自国の権限のある当局に対し、自国の特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合には、他の締約国への要請の一部として、要請を受ける締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している特定の蔵置された情報であって次に掲げるものを提出することを当該サービス・プロバイダに強制するための命令を発する権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a　加入者情報

b　通信記録

2　各締約国は、要請を行う締約国が提出した1の規定に基づく命令を執行するため、必要な立法その他の措置をとる。

3　要請を行う締約国は、その要請において、要請を受ける締約国に対し、1の規定に基づく命令並びに補助的な情報及び特別な手続上の指示を提出する。

a　命令には、次の事項を明記する。

i　命令を発した当局及び命令を発した日付

ii　命令がこの議定書に従って発せられている旨の記述

iii　命令の送達を受けるべきサービス・プロバイダの名称及び住所

iv　捜査又は刑事訴訟の対象となっている犯罪

v　命令を発した当局と異なる場合には、加入者情報又は通信記録を求めている当局

vi　求められている特定の加入者情報又は通信記録についての詳細な説明

b　補助的な情報は、要請を受ける締約国が命令を執行することを支援するために提供されるものとし、要請を行う締約国の同意なしにサービス・プロバイダに開示してはならない。補助的な情報には、次の事項を明記する。

i　命令を発する権限を当局に与える国内法令上の根拠

ii　捜査され、又は訴追されている犯罪に関する法令の規定及び当該犯罪について適用される刑罰

iii　要請を行う締約国が、サービス・プロバイダが通信記録を保有し、又は管理していると信ずる理由

iv　捜査又は刑事訴訟に関連する事実の要約

v　加入者情報又は通信記録と捜査又は刑事訴訟との関連性

vi　追加の情報を提供することができる当局の連絡先